



平成 30 年 4 月 13 日

各 位

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目 3 番 25 号
会 社 名 A G S 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 石 井 進
(コード番号：3648 東証第一部)
問 合 せ 先 企 画 部 長 高 田 俊 光
(TEL. 048-825-6079)

株主優待制度における優待基準の一部変更の件

当社は、現在「1年以上継続保有」の株主様を対象として年2回株主優待制度を実施しておりますが、その基準を明確化いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

(下線部分に変更箇所)

現行	変更後
V J Aギフトカード (1,000 円分) 3月31日現在の株主名簿に記載された100株 (1単元)以上を保有する株主様で、1年以上 継続保有する株主様	V J Aギフトカード (1,000 円分) 同左
Q U Oカード (1,000 円分) 9月30日現在の株主名簿に記載された100株 (1単元)以上を保有する株主様で、1年以上 継続保有する株主様	Q U Oカード (1,000 円分) 同左
※継続保有1年以上とは 毎年3月31日および9月30日の当社株主名簿 に、同一株主番号で継続して3回以上記載され た株主様を株主優待贈呈の対象といたします。	※継続保有1年以上とは 毎年 <u>3月、6月、9月</u> および12月の各末日の 当社株主名簿に、同一株主番号で継続して <u>5回</u> 以上記載された株主様を株主優待贈呈の対象 といたします。

【参考】証券会社の貸株サービスをご利用の株主様

貸株サービスをご利用された場合、株式の所有権が貸出先に移転するため、株式の名義が変更となります。貸株をご本人の名義に戻した時点で新たな株主番号が割り当てられる可能性があり、株主名簿に記載されている株主番号が変更されると、株主優待の贈呈対象から外れてしまいます。

貸株サービスの「株主優待自動取得サービス」などをご利用の場合でも、証券会社が長期保有特別優待(保有期間)の条件に対応しておらず、対象から外れる場合がございますので、詳しくは、ご利用の証券会社にお問い合わせください。

以 上